

原著

新しい道徳教育に関する一考察

工藤真由美 *

A Study of New Moral Education

Mayumi Kudo

文部科学省は、現在教科外活動である小中学校の道徳を、検定教科書を用いて記述式で評価する「特別の教科」に格上げするのに向け、学習指導要領の改定案を発表した。いじめ防止に生かす指導内容にするよう初めて明記した。いじめ問題などをどのように扱うか難しい点もある。さらに文章による評価の導入で、ますます指導を充実させるとともにどこまで踏み込んで評価できるのかが問題である。道徳教育を実り多いものとするためには、体験を通して得られた身体化された知に裏づけられた言語表現による自己の内省が必要であり、そのような働きかけのできる指導が重要である。そのための教員養成課程や現職教員研修のあり方も併せて求められる。

Key words: 道徳科 教科化 評価 学習指導要領

はじめに

文部科学省は、現在正式な教科ではない小中学校の道徳を、検定教科書を用いて記述式で評価する「特別の教科」に格上げするのに向け、学習指導要領の改定案を発表した。いじめ防止に生かす指導内容にするよう初めて明記した。⁽¹⁾

現行の「道徳の時間」は、昭和33年以来、教科外活動であったが⁽²⁾、2011年の大津市のいじめ自殺問題などを受け、政府の教育再生実行会議が道徳の教科化を提言した。しかし、他の教科のような数値による評価はなじまないとして、中央教育審議会が2014年10月、数値ではなく記述式で評価する特別の教科とするよう答申した。これらの一連の流れから、本稿では、新学習指導要領下での教科としての道徳科に向けて、課題となる問題について考察する。

(1) 新しい道徳教育—特別の教科「道徳科」

文部科学省は2015年2月4日、平成30年度以降に教科化される小学校中学校の道徳について、

学習指導要領の改定案を公表した。⁽³⁾国際化やいじめ問題などに対応した指導項目を新たに追加し、討論や意見表明などの言語活動を充実させたり、問題解決型学習を取り入れるよう明記した。現在行われている道徳が読み物中心であることを踏まえ、考え、議論する道徳の授業への転換を求めた。

改定案では、教員が何を教えるのか理解しやすいよう明確化し、学年ごとの指導内容について「善悪の判断」「相互理解、涵養」「校正、公平」などのキーワードを示した。

近年変化が著しい国際化や社会問題に対応するため、現行の学習指導要領で、小学3年以上と定められている「国への親しみや愛着」を小学1年から前倒しして教育するよう改めたほか、いじめ問題対策のため、小学校低学年から「公平性」を教えるなどした。

また、急増するインターネットを使用したいじめなどに歯止めをかけるため、「情報モラル」の指導を「留意する」から「充実する」と強化した。

中央教育審議会の答申で「読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例がある」との指摘を受けたことから、授業で児童生徒が自ら課題を見つけて解決する問題解決型学習の導入など、より実践的な教育を行うよう強調

* 四條畷学園短期大学 保育学科

した。

検定教科書についても、特定のイデオロギーによる偏向教育を防ぐため、「特定の見方や考え方には偏った取扱いがなされていないもの」との留意事項が新たに明記された。

改定案は2015年3月5日まで意見公募(パブリックコメント)にかけ、新学習指導要領として告示される。

(2) 教科化をめぐる学習指導要領案の主な追加・変更点

道徳の教科化をめぐる学習指導要領案の主な追加・変更点をまとめると、大きく次の5点に集約される。

1、総則では、改訂前は「道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある」から改定後は「道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること」となっている。

2、学習内容は、小学1、2年では改訂前は「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ」から改定後は「わが国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつ」に変更される。

3、指導方法は、改訂前は「情報モラルに関する指導に留意すること」とあるのが、改定後は「情報モラルに関する指導を充実すること」となっている。

4、教材は、改訂前ではなく、改定後「多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方には偏った取扱いがなされていないものであること」となっている。

5、評価に関しては、改訂前は「児童(生徒)の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある」というものから、改定後は「児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある」となっている。

まず、1に関しては、道徳の教科化のきっかけともなった「いじめ」への対策を道徳教育で前面に打ち出した形になっている。有効ないじめへの対策がポイントになってくる。

次に2の「我が国」の追加については、急速に国際化が進む中、子どもたちがより早い時期から日本人としての「自己像」を描きやすくすることで異文化理解を深める狙いがある。さらに異文化理解の前提には、自国の文化への知識が不可欠であるということの視点の上に立った改訂である。

さらに3については急増、深刻化するインターネット上のいじめなどに強力に働きかける狙いがある。

また4については、教科化に伴った新たな導入で、各出版社が「特定の見方や考え方には偏った取扱いがなされていないもの」という文言に沿って作成にしのぎを削るところである。

最後の5に関しても初めての導入であり、道徳科に評価がなじまないという考えを払拭するための、さらには道徳教育を実態のあるもの、子どもに実りあるものとするかの成否に関わっているところのものである。

(3) 学習指導要領案から浮上する問題点

ここでは、前章で扱った改訂のポイントから浮かび上がってくる問題点について検討を加える。

まず、いじめの問題を道徳科でどのように扱うかである。改定案ではいじめ問題への対応として、小学校低学年で「自分の好き嫌いにとらわれないで接する」などを新たに示した。その項目をどのようにして扱うかが問題となる。今回教科化に伴い、新たに新しい学習指導要領を踏まえた検定教科書が導入され、従来までと比較して、指導の方向性が明確になり指導を充実できるという声が上がっている一方で、それがその後の評価と一体になる時、一層難しさを増すという声もあるのである。いじめ防止をどのように教え、評価するのか。

小学校の道徳は2018年度から文章による評価が導入される。そのためには授業で子どもの力をどう伸ばすかを真剣に考えるようになると同時に評価のありかたにも苦慮せねばならない。おそらく、子どもの心の中や、道徳的な行動が実際にできたかどうかの評価は難しいと考えられる。やはり評価は、その授業での理解や自覚がどれほど深まったかを把握し、その成長について文章化し評価するしかないのではなかろうか。ここに道徳という

本来実践と結びつくべきものが、授業での知的理解を評価するに留まる可能性が高いのである。

今回の改訂では、児童生徒が主体的に取り組めるよう、体験学習などの指導方法の工夫を求めているものの、児童が模範解答を発表し、議論が活発化しないこともある。子どもたちに深く考えさせる指導のあり方が問われるのである。

次に、新しい学習指導要領に沿ってすべての学校で格差なく児童生徒が主体的に考える道徳の授業が可能になると期待する声もあるが、そのためには教員養成課程や現職教員の研修のあり方が問われなければならない。学校における指導体制と教員の指導力向上のためには、道徳教育推進教師が担う役割を明確にし、校長がリーダーシップを發揮することが重要で、全教員の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制をさらに確立する必要がある。

そして、学校全体で授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させていくことがますます重要である。国や地方において道徳教育に関する講座や研修を新設したり、道徳教育に関する内容を充実させたりすることも必要である。

また教員養成課程において、論理面、実践面、実地経験面の三つの面についての内容の充実や、カリキュラムの改善、履修単位数を一定程度増加させ、量と質の両面から改善して道徳教育の重要性の自覚と指導力の養成を促していくかねばならない。⁽⁴⁾

(4) 新しい道徳教育時代における課題

新しい道徳教育時代を迎えるに当たり、今後の学校教育において特に力を入れるべきことは何であろうか。それは、一つには体験活動とそのあり方であろう。21世紀は『知識基盤社会(knowledge-based society)』の時代であると言われている。知識基盤社会とは、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会である。⁽⁵⁾

そのような社会において重要なのは、多くの知識や、学問分野として確立した領域の知識であり、それと共にもう一つ重要なのはそのような机上の知とは異なる、体験に裏打ちされた、体に馴染み身体が自然と反応するような、身体と一体となっ

た知、すなわち「身体化された知」ともいるべきものではないだろうか。特に小学校や中学校などにおける道徳教育などの人間の内的形成においては、後者の知が重要になってくるだろう。そのため子どもには、身体化された知を形成する豊かな体験が必要となる。

しかし現代社会では子どもは自然な状態では自らの力でさまざまな体験をすることができなくなっている。そのため小学校や中学校では、近年、構成的グループエンカウンター等の取り組みが導入されている。例えばかつては日常の遊びの中から試行錯誤しながら育んできた仲間関係を、学校が介在して疑似的に構成し体験させていくなどの取り組みである。そうしたインターネットでは学べないような「体験」を学校が仕組んでいくことが今の時代には求められている。このように仕組まれた体験であっても、そこから得られていく体験を通しての知、身体化された知は重要なのである。

しかし、体験の重視とはいいうものの、現在でも職場体験やボランティア体験などの体験学習は重視されている。今後の教育と従来までのこれらとの関係はどうあるべきであろうか。このような体験学習が望ましい価値観形成となり得るかどうかは、きわめて個別的、相対的問題である。

白木みどり氏によると、「体験による教育的效果は、その行為や動機の主体がどこにあるかという点で大きく左右される。」⁽⁶⁾ という。例えば、道徳的行為を見るという体験やバーチャルリアリティによる疑似体験というような行為の主体が間接的である場合と、主体が直接的である場合とでは、取り組みの意欲や受け止め方に相違が生じることは否めない。また、体験の動機の主体が教師であれば、場合によって教育活動は強制的、命令的、指示的になることが考えられる。生徒の中には「やらされている」「いやいややっている」「なぜしなければならないのか」という気持ちから消極的态度の活動で終始してしまうものもいるという事である。殊に中学生の発達段階では時としてこの傾向は顕著であり、体験活動が逆効果に及ぶケースも考えられる。すなわち体験の主体が直接的でその動機が自立的であれば活動への意欲が高まり、自発性や思考力、判断力、想像力等を育む上においては有効性は高いということである。「教師がや

らせたいこと」がイコール「こどもがやりたいこと」ではないという事を考慮した上で、十分な指導の吟味と体験活動の意味づけが必要なのである。職場体験やボランティア体験についても同様のことが言えるのである。⁽⁷⁾

また、価値観形成という観点からこれらの体験活動に焦点を当てると、そこには多義的価値が包含されていることがわかる。体験活動により、生徒が道徳的価値観を思考する方向性を得るきっかけとなる可能性は高く、また、技術、技能やその効率的方法の習得、道徳的価値に対する興味、関心、意欲を喚起するまでの効果が期待できる。さらに実体験を通しての価値観の体得から生徒自らの課題に対する意識付けへの機能的役割を担うことも可能である。しかしそのためには、生徒に対して体験したこと、あるいはこれから体験することが自分にとってどのようなかかわりをもち、得られた価値、または得ようとする価値をどう意識していくかについての熟考を通し、活動の質を高めることのできる機会を設定していくことが必要なのである。⁽⁸⁾

すなわち、価値観形成に深く関わる道徳をより効果的なものとするために重要なのは、体験活動に裏付けられた身体化された知との相互補完的な視点が必要不可欠であるということである。それは児童生徒一人一人の質的相違による意欲や変容の格差がある水準まで引き上げ、深めるための創意と工夫ある道徳の授業を、意図的、計画的に組み入れ体系化していくことが求められるということである。⁽⁹⁾

次に道徳の授業における効果的なアプローチとしては、どのような点に考慮すべきであろうか。それにはまず児童生徒の思考の流れを大切にするということがあげられる。それぞれの子どもの道徳的価値の発見→自覚→変容→実践意欲→実践という意識のつながりと連続性である。道徳の授業では、このような学習過程における言語表現を重視しなければならない。それは従来型の読み物資料に対するときも、今回の改定で重視される自ら課題を見つけて解決する問題解決学習においても同様である。言語により表現するということは、道徳的価値に対して自己との対峙が生じ、自覚と変容が導かれる道徳的思考のプロセスが生じる。新しい価値観との出会いによりやがて再構築され

た道徳的価値観が実践力まで高まり、追体験を経て道徳的実践に向かうのである。このプロセスが本当の意味において深まり、優等生的な発言に見られるような表層的な言葉の次元でとどまらないためには、体験を通して得られた身体化された知の裏付けを持った言語表現による自己との対峙が重要であり、教師はそのような言葉を引き出すことが重要である。これら一連のプロセスと体験活動の意義が統合された時、体験活動と道徳の時間は独立した教育活動では得られない有効性を生み出すのである。

おわりに

平成30年度から新しい学習指導要領に基づく新しい教科「道徳科」がスタートする。歴史的にも大きな変更点であり、今後の教育の方向性を大きく変える転換点になるかもしれない。道徳教育が子どもたちにとって実り多いものとなるため今後さらに教員養成課程、現職教員の研修も含めた抜本的な転換が必要になってくる。

註

- (1) 工藤真由美「子ども理解のあり方と新しい道徳教育について」四條畷学園短期大学紀要第47号 p p 1 ~ 5
- (2) 工藤真由美「子ども理解と道徳教育について」四條畷学園短期大学紀要第46号 p p 1 ~ 5
- (3) 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」
- (4) 参考：文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会報告」
- (5) 2005年（平成17年）に出された中央教育審議会の答申『我が国の高等教育の将来像』では、「21世紀は『知識基盤社会』（knowledge-based society）の時代である」と特徴づけられ、知識基盤社会とは「知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す」と説明されている。
- (6) 白木みどり『人間としての在り方生き方をどう教えるか』教育出版2010年 p 131
- (7) 同上 p p 131
- (8) 同上 p p 132 ~ 133
- (9) 同上 p p 133 ~ 134